

TOKYO働き方改革宣言

職員のライフワークバランスを推進しながら、地域活動に貢献できるよう、事務局が職員に対し積極的に「働き方の改善」「休み方の改善」の情報発信に努めていきます。

令和2年4月14日
弁護士法人RITA総合法律事務所

目 標

働き方の改善

現在出来ている、1か月あたりの平均法定外労働時間20時間以下を継続していきます。

休み方の改善

年次有給休暇の取得率60%以上を目指し、且つ取得日数が10日未満の社員の割合を2年後に50%未満を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

引き続き経営トップがメッセージを発信していきます。個人等での労働時間や残業時間等に関する数値目標を検討し、設定・運用していきます。

休み方の改善

年次有給休暇の計画的付与制度や、地域活動を支援する休暇制度の導入を検討します。現在制定している就業規則内の休暇とのバランスを考えながら、各個人が取得率の個人目標設定を考えます。育児や介護が必要な時に年次有給休暇を取得せず、仕事との両立ができるような支援を検討します。